

<資料3>

「認定調整ルーム」の運用について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、騎手の感染リスクの軽減及び分散を目的として、通常調整ルームの運用に加えて本会が認定する場所を「認定調整ルーム」として運用することとします。

なお、「認定調整ルーム」を利用する騎手には公正確保に係る事項を遵守させることとし、違背した場合には騎乗停止を含めた必要な処分を行います。

1. 「認定調整ルーム」の運用について

本会が認定する場所（自宅、ホテル）を「認定調整ルーム」とし、騎乗当日に当該認定場所から競馬場への移動を認めることとします。

2. 期 間

4月10日（金）から5月3日（祝・日）まで